

| 問番号 | 問内容 |
|-----------------|---|
| 助成金制度の延長 | |
| ★ Q14-01 | <p>10月31日に小学校休業等対応助成金制度の延長が発表されましたが、対象となる休暇の取得期間はいつまで延長になりますか。</p> <p>令和4年12月～令和5年3月までに取得した休暇が新たに対象になりました。</p> |
| ★ Q14-02 | <p>新たに対象となった令和4年12月～令和5年3月までに取得した休暇分に係る申請期限はいつまでですか。</p> <p>令和5年5月31日（期間内に管轄の都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に必着）が申請期限となります。</p> <p>なお、令和4年10月～11月に取得した休暇分に係る申請期限は、従来通り令和5年1月31日まで（期間内に本社等の所在地を管轄する管轄の都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ必着）となります。</p> |
| ★ Q14-03 | <p>今回の延長（10月31日発表／11月30日HP掲載分）に伴い、日額上限額は変更されますか。</p> <p>令和4年12月～令和5年3月に取得した休暇に係る日額上限について、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年12月～令和5年3月に取得した休暇：日額上限8,355円 <p>※緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある企業に対する特例上限は設けておりません。</p> |
| ★ Q14-04 | <p>令和4年7～9月分の休暇に係る雇用保険被保険者分の支給申請様式について、様式第1号②が「7月分」と「8～9月分」とで分かれているのはなぜですか。</p> <p>雇用保険被保険者分（青色の申請様式）においては、日額換算賃金額が雇用保険の基本手当日額の上限（令和3年8月～令和4年7月は8,265円、令和4年8月以降は8,355円）を上回る分について、加算相当額（中小企業からの申請について、一般財源から雇用保険財源に繰入れを行って支給する額）として申請書の（16）欄に記載いただいておりますが、令和4年8月1日に基本手当日額の上限の変更が行われたため、8月以降に取得した休暇につき、加算相当額の計算式に変更が生じることとなりました。</p> <p>そのため、「8～9月分」については、変更後の基本手当日額の上限に対応した様式第1号②を別途作成することとしたものです。</p> <p>同一の対象労働者が「7月」と「8～9月」にまたがって休暇を取得している場合には、お手数ですが、様式第1号②は「7月分」と「8～9月分」をそれぞれ作成いただくようにお願いします。</p> <p>なお、助成金の支給額そのものには影響しないため、休暇取得期間が7月と8～9月にまたがる場合も、申請は「7～9月分」として1件でまとめて（様式第1号は①を1枚、②は「7月分」「8～9月分」それぞれ添付、様式第2号は「7～9月」通しで労働者ごとに1枚ずつ）できるようにしております。</p> <p>また、雇用保険被保険者以外分（赤色の申請様式）については、加算相当額がないため、7～9月までで同一の様式としております。</p> <p>※なお、当該期間分の休暇に係る申請期間は令和4年11月30日で終了しています。</p> |